

(別紙5)

- 「災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用を負担することが困難となった障害者に係る療養介護医療費の取扱いについて」(平成19年4月4日障発0404003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p>障 発 第 0404003 号 平 成 19 年 4 月 4 日 <u>一 部 改 正</u> <u>障 発 0329 第 15 号</u> <u>平 成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用を負担することが困難となった障害者に係る療養介護医療費の取扱いについて</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく療養介護医療費の支給について、</p>	<p>障 発 第 0404003 号 平 成 19 年 4 月 4 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用を負担することが困難となった障害者に係る療養介護医療費の取扱いについて</p> <p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく療養介護医療費の支給について、災害その他の特別の事情により療養介護</p>

災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用について負担することが困難となった障害者については、当該事情を考慮し、法施行に当たって別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。

貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別添 (略)

医療に要する費用について負担することが困難となった障害者については、当該事情を考慮し、法施行に当たって別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。

貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別添 (略)